

都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 5月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

### 香川県規則第35号

都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則（平成24年香川県規則第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(認定申請書に添えるべき図書)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項に規定するもののほか、法第54条第2項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の審査を受けるよう申し出た低炭素建築物新築等計画が、<u>建築基準法第6条の3第1項の構造計算適合性判定を要する場合には、同条第7項の適合判定通知書又はその写しを省令第41条第1項又は第45条の申請書に添えなければならない。</u></p>	<p>(認定申請書に添えるべき図書)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項に規定するもののほか、法第54条第2項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の審査を受けるよう申し出た低炭素建築物新築等計画が、<u>建築基準法第20条第2号又は第3号に定める基準（同条第2号イ又は第3号イの建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）で定める基準に従った構造計算で、同条第2号イに規定する方法若しくはプログラムによるもの又は同条第3号イに規定するプログラムによるものによって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。）に適合するかどうかについての審査を要する場合には、<u>同法第6条第5項に規定する構造計算適合性判定に必要な図書</u>を省令第41条第1項又は第45条の申請書に添えなければならない。</u></p>

附 則

この規則は、平成27年6月1日から施行する。